

茨城県報

号 外 (2)

昭和50年9月4日

木 曜 日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

公 告

●職業訓練指導員試験の実施

職業訓練法(昭和44年法律第64号)第30条の規定による職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

昭和50年9月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 実 施 職 種

(1) 実技試験と学科試験を実施する職種

機械科(機械及び仕上げ担当), 溶接科, 構造物鉄工科, 電気科, 電子科, 建築科

(2) 指導方法のみを実施する職種

技能検定1級合格者が受験できる職種(職業訓練法施行規則第45条の2第2項別表第11の2に規定されている職種)及び職業訓練法施行規則第45条の2第3項(別表第11の3)のうち実技試験及び学科試験のうち関連学科が免除される職種

2 試験の期日及び場所

昭和50年11月10日から昭和50年12月10日までの指定する日及び場所

3 受験資格及び試験の免除

(1) 受 験 資 格

職業訓練法第30条第3項各号に掲げる者とする。ただし、次の各号に該当する者は受験できない。

(ア) 禁治産者又は準禁治産者

(イ) 禁錮以上の刑に処せられた者

(ウ) 職業訓練指導員免許の取消しを受け当該取消しの日から2年を経過しない者

(2) 試験の免除

職業訓練法施行規則(昭和44年労働省令第24条)第46条の表の上欄に該当する者についてはそれぞれ同表下欄に掲げる試験を免除する。

4 試 験 の 科 目

実施職種に係る職業訓練法施行規則別表第11に掲げる実技試験の科目及び学科試験の科目

5 受 験 手 続

(1) 受 付 期 間

昭和50年10月1日から10月14日までとする。ただし、郵送による場合は、10月14日の消印の

あるものについては有効とする。

(2) 受験に必要な書類

(ア) 職業訓練指導員試験受験申請書

(イ) 受験資格を証する書類(実務経験を証する書類は様式1による)

(ウ) 履歴書

(エ) 戸籍抄本又は謄本

(オ) 身分証明書(本籍地の市町村長の発行する証明書)

(カ) 写真(名刺版とし、申請前6カ月以内に撮影した正面脱帽上半身像のものを様式2の写真票に張り付ける。)

(キ) 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする者は、その資格を証する書類

(3) 受験手数料

実技試験4,000円、学科試験1,000円、茨城県収入証紙を申請書の所定の位置に張り付け納付する。ただし、消印はしないものとする。

なお、この手数料は申請を取り下げた場合又は受験しなかつた場合でも返還しない。

6 合格者の決定及び合格発表

(1) 合格者の決定

実技試験及び学科試験の成績が一定の水準に達した者を合格者とする。ただし、実技試験又は学科試験のいずれか一方が水準に達した者は、科目合格者とする。

(2) 合格発表

昭和50年12月20日職業訓練課において掲示し、及び合格者には本人あて通知する。

7 試験の問い合わせ

水戸市三の丸 県庁内職業訓練課検定係

(TEL 0292 (2) 8111 内線 730)

職業訓練指導員試験受験申請書

職業訓練指導員試験を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- | | | |
|--------------------------|---|-------|
| 1 受験免許職種名 | 科 | |
| 2 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたことの有無 | | 有 ・ 無 |
| 3 職業訓練指導員免許の取消しを受けたことの有無 | | 有 ・ 無 |
| 4 禁錮以上の刑に処せられたことの有無 | | 有 ・ 無 |
| 5 試験の免除を受ける意思の有無 | | 有 ・ 無 |

あるときはその理由

昭和 年 月 日

本 籍

住 所

氏 名 (ふりがな)

年 月 日生



茨城県知事

殿

収 入 証 紙 欄

(証紙は消印しないこと)

様式1 (実務経験を証する書面)

実 務 経 験 証 明 書

本 籍

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は として昭和 年 月から昭和 年 月まで(年

ヵ月) その職に従事したことを証明します。

昭和 年 月 日

事務所又は団体等の

所 在 地

名 称

証 明 者

(代表者又は証明権限)
(を有する者の職氏名)

印

様 式 2

写 真 票

はりつけ欄

名刺版, 正面半身脱帽

6カ月以内にうつしたもの

氏 名	
生 年 月 日	
写 真 撮影年月日	

受 験 職 種	
受 験 番 号	※

※印は記入しない

★ 県政の総覧 ——— 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は，昭和49年4月1日から送料とも1ヵ月700円です。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 7 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人 茨 城 県
発行所

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所